

企画競争説明書

業務名称：ジンバブエ国南北回廊北部区間道路改修計画（フェーズ2）準備調査

調達管理番号：21a00311

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ（PDF）」とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年6月16日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年6月16日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：ジンバブエ国南北回廊北部区間道路改修計画（フェーズ2）準備調査

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2021年9月 ～ 2022年8月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します¹。

¹ 当機構は中期目標管理法に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当

1) 2021年度末(2022年2月頃)

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

担当者: 吉田 清志 Yoshida.Kiyoshi2@jica.go.jp

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

社会基盤部 運輸交通グループ第一チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま
す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference) を実質的に作
成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の
対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反
が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企
業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の
者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定
する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認する
ことがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成
し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての
社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契
約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いた
だく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格
要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年6月25日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1）原則、電子メールによる送付としてください。

注2）電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

*注3）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則として
お断りしています。*

(3) 回答方法：2021年7月1日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年7月9日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書を、電子データ（PDF）での提出とします。
上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年5月12日版）」を参照願います。以下にご留意ください。

- 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- 2) 本見積書と別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。
なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> ）

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：

- 1) プロポーザル

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

- 2) 見積書：

宛先：e-koji@jica.go.jp

件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類：

- 1) プロポーザル・見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）

を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）
 - ・ 交通量・交通状況調査（現地再委託費）
 - ・ 地形測量（現地再委託費）
 - ・ 地質調査（現地再委託費）
 - ・ 水理・水文調査（現地再委託費）
 - ・ 埋設物調査（現地再委託費）
 - ・ 環境社会配慮関連調査（現地再委託費）
 - ・ 交通量・交通状況調査の実施又は補助、データ整理、分析等（調査補助員）
 - ・ 埋設物調査の補助、データ収集・整理等（調査補助員）
 - ・ 環境社会配慮関連調査／社会状況調査にかかる現地調査、ステークホルダー協議の開催支援、資料収集等（調査補助員）
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
特になし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) ZWL 1 =1.3158000 円
 - b) US\$ 1 =109.81100 円
 - c) EUR 1 =134.02600 円
- 5) その他留意事項
特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／道路計画
 - b) 道路・舗装設計

c) 調達・施工計画／積算

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 9 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手育成加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加

- 算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
 - 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年7月29日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

（1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみ

- に使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。
- (2) プロポーザルの報酬
プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。
- (3) プロポーザルの目的外不使用
プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。
- (4) プロポーザルの電子データについて
不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。
- (5) 虚偽のプロポーザル
プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。
- (6) プロポーザル作成に当たっての資料
プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。
- 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：
当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)
 - 2) 業務実施契約に係る様式：
同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」
(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：道路計画に係る業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／道路計画

➤ 道路・舗装設計

➤ 調達・施工計画／積算

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／道路計画）】

- a) 類似業務経験の分野：
 - b) 対象国又は同類似地域：ジンバブエ国及びその他全途上国
 - c) 語学能力：英語
 - d) 業務主任者等としての経験
- 【業務従事者：担当分野 道路・舗装設計】
- a) 類似業務経験の分野：道路設計もしくは舗装設計に係る各種業務
 - b) 対象国又は同類似地域：評価せず
 - c) 語学能力：語学評価せず
- 【業務従事者：担当分野 調達・施工計画／積算】
- a) 類似業務経験の分野：無償資金協力における施工計画及び積算業務
 - b) 対象国又は同類似地域：評価せず
 - c) 語学能力：語学評価せず

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、*プレゼンテーションを実施しません。*

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(30)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60)	
	(30)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／道路計画	(30)	(12)
ア) 類似業務の経験	12	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	6	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： 副業務主任者／	(-)	(12)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(6)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	6
(2) 業務従事者の経験・能力： 道路・舗装設計	(15)	
ア) 類似業務の経験	10	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	5	
(3) 業務従事者の経験・能力： 調達・施工計画／積算	(15)	
ア) 類似業務の経験	10	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	5	

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「ジンバブエ国南北回廊北部区間道路改修計画（フェーズ2）準備調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 業務の目的・内容に関する事項

1. 事業の背景

ジンバブエ政府は2013年からの国家経済回復計画において、道路環境の改善を重要項目に掲げている。南アフリカのダーバン港からジンバブエ及びボツワナを通過し、ザンビア、コンゴ民主共和国へと続く南北回廊は、同地域の鉱物輸出と必需品輸入を中心に、年間輸送量が400万トン以上（2016年、アフリカ地域ナカラ回廊総合開発情報収集・確認調査）と域内最大で、アフリカ連合（AU）作成の「アフリカ・インフラ開発プログラム（PIDA）」では、2040年に同回廊の輸送量が年間5,000万トン超のアフリカ最大の回廊になると予測している。当国の国家運輸マスタープランにおいては、南北回廊の円滑な通行を可能にするための同回廊全区間の改修と拡幅が、緊急性の高い最優先案件に位置付けられている。

JICAは当国政府から要請を受け、2018年から無償資金協力「南北回廊北部区間道路改修計画」（以下「フェーズ1事業」という。）にて、チルド国境から近い狭隘且つ急カーブの多い山岳区間6.5kmで改修・拡幅を実施しており、山岳地帯の多い日本の企業が有する道路設計、施工計画・監理、安全管理の技術が高く評価されている。同回廊のハラレ以南区間は当国政府による改修が進められているが、カロイ以北の北部山間部区間（約140km）は設計・施工の難易度が高いため、当国政府による改修は進められていない。このため、交通事故が多発し、大型トラックの走行速度が時速15kmに制限される等、当該回廊の通行上の大きな障害となっており、当該区間道路の改修・拡幅が喫緊の課題となっている。

「南北回廊北部区間道路改修計画（フェーズ2）」（以下「本事業」という。）は、同回廊北部未整備区間のうち、フェーズ1事業区間に連続する線形が複雑な8.8kmを対象に、登坂車線の建設と急カーブ地点の拡幅を行うことにより、走行速度の改善並びに交通安全の向上を図り、もって同回廊の利用促進に貢献するものである。本事業は、2020年に開始した技術協力プロジェクト「南北回廊における円滑なOSBP運営管理能力強化プロジェクト」（以下、「OSBP技プロ」という。）と共に、フェーズ1事業との相乗効果により同回廊の利用促進と地域の連結性強化により一層貢献することが期待されている。ついては、本業務において、同国内の南北回廊の北部区間の急カーブ地点の拡幅、登坂車線の設置等の道路改修を行うことについて、無償資金協力としての妥当性を検討し、最適な事業内容、事業計画を検討した上で、概略設計を行うことを目的とする。

2. 事業の概要

(1) 目標：

本事業は、南北回廊の北部山間部において、登坂車線の建設及び急カーブ地点の拡幅を行うことにより、交通事故の減少、渋滞の緩和及び通行時間の短縮を図り、もって南北回廊における安全且つ円滑な物流に寄与するもの。

(2) 概要：

対象区間（8.8km）のうち3ヶ所の登坂車線の建設及び6ヶ所の急カーブ地点の拡幅

(3) 対象地域（サイト）：

南北回廊 北部山間部 チルンド/マクティ/カロイ間
（全体約150km 内対象区間 約8.8km）

(4) 事業実施体制：

運輸・インフラ開発省道路局

(Department of Roads, Ministry of Transport & Infrastructure Development)

3. 業務の目的

施設・機材等調達方式の無償資金協力の活用を前提として、計画の背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、本事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、ジンバブエにおける「南北回廊北部区間道路改修計画（フェーズ2）」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、当機構がジンバブエ側とで合意する協議議事録に基づいて実施する。

5. 実施方針および留意事項

(1) 調査の手法、調査項目

本企画競争説明書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。²

(2) 現地調査の実施方法

本業務は、我が国無償資金協力での事業実施を考慮した場合の報告書案の作成及び先方政府への説明に必要な調査、協議、情報収集を行うためのものであり、下記

² 本企画競争説明書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案すること。

のとおり計2回の現地調査実施を想定している。なお、現地調査に際しては、当機構からの調査団員が参加する予定だが、現地渡航制限の状況次第では在外事務所からの参団や遠隔での調査参加になる可能性がある。また、状況次第では、現地調査を国内業務へ振替える可能性がある。

第1回現地調査：フェーズ1事業時の調査結果を基に、最適な事業内容を検討するために必要な交通量・交通状況調査、自然条件調査、協力対象の確認を行い、先方関係者と事業方針の確認・協議を行う。また報告書の作成に必要な調査・協議・情報収集を行う。

第2回現地調査：準備調査報告書(案)を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得る。

(3) 計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分JICAと協議する。さらに、日本側に対するJICAが開催する会議に参加し、随時関係者と内容を確認・協議する。

(4) 類似案件の情報収集及び既存資料の活用等

周辺環境や自然条件、登坂車線設計及び舗装設計等については、現行のフェーズ1事業における報告資料を十分活用し、必要に応じて先方政府機関および関係コンサルタントに確認を行うことで調査内容の重複を避ける。またフェーズ1事業対象箇所の利用状況や事故発生状況等を踏まえ、本事業に反映させる。

更に他国での道路改修案件の報告書（エチオピア「第四次幹線道路改修計画」、ギニア「国道一号線橋梁改修計画」等）を確認し、留意点や教訓を踏まえ、報告書に反映させる。

上記の他、2017年10月に当機構が設立した道路アセットマネジメントプラットフォームにおいて、過去の技術協力案件等で作成した技術基準類等を取り纏めており、必要に応じて同技術基準類を活用し、効率的かつ効果的な技術移転を検討する。

(5) フェーズ1事業の情報

当機構が収集したフェーズ1事業の実施段階における情報は次の通りである。本業務においては以下の情報を踏まえつつ、現地でのフェーズ1事業サイトの踏査、相手国実施機関及び日本側関係者からの情報収集を適宜実施し、設計や施工計画、相手国関係機関と確認・合意すべき事項の整理等を行う。

1) 事業概要

本業務の前身事業として実施されたフェーズ1事業では、先方政府より要請を受けた南北回廊の範囲のうち、マクティールンド間で最も勾配が急な6.5kmの区間の改修を対象としており、当該区間全線にわたり登坂車線の設置を行ったものである。なお本事業は、フェーズ1事業区間の南側に連続する8.8kmの区間を対象としている。

2) 自然条件等

フェーズ1事業の対象区間はレジャー目的としたサファリエリアに近接しており、工事作業時間は7:00～17:00に制限されることとなった。またサファリエリアの野生動物の進入による事故の発生も懸念されることから、先方政府負担にてレンジャーの配置を行った。

3) 設計・施工計画内容

フェーズ1事業で設置した登坂車線は、幅員を3.5mとし、路肩は大型車混入率が高いことから退避できるように2.5mとして横断面を設定した。切土区間においては既存の道路を片側交互通行で供用し、施工する計画とした。

土質においては一部の区間で支持力の低下した不良土が確認されたことから、当該箇所においては路盤置換工を計画した。

舗装構成については支持力等の確認の後、同国で一般的に使用されている二層式アスファルト表面処理舗装（DBST舗装）を採用した。

4) 現状・課題

フェーズ1事業の工期は、当初2019年4月～2020年12月で設定していた。しかし工事開始当初、ジンバブエ側の状況で外貨の使用が出来なかったことから、開始が2019年9月と約5ヶ月遅延した。

また準備調査時に深さ10mのボーリング調査を実施し、硬岩が検出されなかったことから、切土掘削の土質の大半を軟岩、10m以深の箇所を硬岩と判断したが、施工段階で硬岩判定される箇所が発生した。このことで作業効率の低下、事業金額の増が生じた。

なお上記課題が発生したが、フェーズ1事業は2021年5月に開通式を実施した。

上記1)～3)の項目の詳細については、フェーズ1事業の協力準備調査報告書を、本特記仕様書 第3 業務実施上の条件 3. 参考資料(1) 公開資料ら参照すること。

(6) 事業効果の把握

本事業において、交通状況・交通量、旅行速度および交通事故に関する調査の結果も踏まえ、通行時間短縮、交通安全性の向上、地域開発効果等の事業効果を整理把握する。事業効果については、南北回廊全体及び対象地域に対して本事業の与える波及効果も考慮する。また今回の案件をモデルとして、他区間の改修をジンバブエ政府が出来るような設計・施工計画・施工監理能力に関するC/Pへの技術移転の方策についても検討する。

(7) 事業効果に影響を与えうる関連事業の確認

他ドナーやジンバブエ側が実施中の道路・橋梁案件で本事業に大きな影響を与えるものはないと想定しているが、同南北回廊のボツワナルートにおけるカズングラ橋が2021年5月に開通したことに伴い、本事業の対象であるジンバブエルートを利用する物流の一部が移動する可能性がある。そのため、事業効果で交通流等を算出する際は現状等を確認しつつ取りまとめる。

またハラレ以南の南北回廊において、実施には至っていないものの中国系企業におけるPFIでの整備が計画された経緯がある。そのため、ジンバブエ側の開発計画や道路政策に係る方針等については、最新情報を十分確認すると共に、各ドナーの動向についてもモニタリングし、関連事業の確認を行ったうえで事業計画を策定する。

(8) ジンバブエ側実施体制

本事業の実施機関である運輸・インフラ開発省は、フェーズ1事業にて品質管理・工程管理の能力向上を図るべく、自ら希望し職員数名を現場管理に携わらせていることから、南北回廊の他の区間の改修を、今後ジンバブエ政府にて独自に実施できるよう、本事業のソフトコンポーネント等を通しての技術移転について検討する。

(9) 地形測量・地質調査

主要な工種は切土工および盛土工となることから、工費に影響の大きな地質、岩質、盛土材料の採取サイト、土捨場等をフェーズ1事業での経験も踏まえつつ的確に把握し、事業費積算を適切に行う。

(10) 水理・水文調査

ジンバブエにおける雨期は11月～2月となっており、近年は数週間、一日中強い降雨がみられる。本調査では、フェーズ1事業での結果を踏まえつつ、対象区間における道路排水施設並びに地下水の状況、周辺地域の地形や河川の現状について確認し、それらを踏まえて計画を行う。

(11) 埋設物調査

本事業の対象区間において、フェーズ1事業での結果を踏まえつつ、設計・施工上の支障となる埋設物、架空線について確認する。埋設物については必要に応じて試掘等を実施し、埋設位置・深さ・埋設物種別、防護及び移設の必要性を確認する。

(12) 登坂車線の設計

本事業にて整備する登坂車線について、フェーズ1事業での調査時点では数か所の設置を検討している。しかし渋滞緩和の効果を検討した上で、必要に応じて登坂車線の連続化が妥当か否か検討する。また他案件で発生した流動輻掘れの教訓も反映させる。

(13) 舗装設計

フェーズ1事業では、南北回廊では路床の強度が高く、DBST舗装が広く適用され実施機関もその維持修繕に習熟していることからDBST舗装を採用した。フェーズ1区間、その他の南北回廊区間の舗装状態も観察しつつ、適切な舗装設計を行う。

道路・舗装設計に際して、供用後の予期し得ない損傷を未然に防ぐべく「アフリカ（エチオピア、ガーナ、タンザニア）資金協力事業による道路整備計画のあり方（基礎研究）報告書」（2013年3月）及び「開発途上国における舗装設計基準適用のあり方に関する調査」（2015年4月）、「JICA無償資金協力事業道路舗装ハンドブック」（2020年2月）を参照すること。

(14) 施工中の道路運用

南北回廊はジンバブエにおける最重要路線であり、急カーブ地点の拡幅工事における既存交通への影響を極力排除する必要があるため、工事箇所における交通規制は可能な限り回避する施工計画を検討する。施工中に取るべき交通安全策についても実施機関を交えて協議・取りまとめること。

(15) 工事安全対策

本業務において相手国の法律・基準を確認するとともに、「ODA建設工事安全管理ガイドンス（2014年9月）」（以下、「安全管理ガイドンス」）の趣旨を踏まえて準備調査を行い、先方政府の理解の獲得を図る。施工計画の策定に際して、現道交通を確保しながらの工事となることから、工事中の安全について、安全管理ガイドンスの安全施工技術指針に留意するとともに、ジンバブエの他案件の事例も踏ま

えて必要な安全対策を概略設計に反映する。なおフェーズ1事業では事故事例も報告されており、当該事例の原因等を確認し、安全対策を踏まえた設計及び施工計画を検討する。

(16) 交通安全対策

本事業の主要な目的は線形改良等による安全性の向上である。本事業の意義を補強するため、事業区間での事故の発生状況および事業スコープに含めるべき交通安全対策（線形改良に止まらず標識や視線誘導標等の設置を含む）を検討し概略設計に反映させるとともに、それらの効果についても定量的ないし定性的な把握を行う。

(17) DX技術の活用

本調査実施に際し、地形情報の取得や調査設計業務等に効果的・効率的なDX(デジタルトランスフォーメーション)技術の活用が考えられる場合には積極的に取り入れる。

(18) 品質向上のための検討

本事業において十分な品質を確保するために、概略設計時点での照査を行う。なお本照査では、今回の設計内容の正当性の確認に加え、フェーズ1事業の設計・施工内容との整合性も確認する。

(19) 免税及び相手国側負担事項の整理

相手国側負担事項（用地確保、既設道路維持管理、便宜供与、各種建設許可の取得、埋設物を含む道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。なおフェーズ1事業にて先方負担事項における懸念等が確認された場合は、報告書に記載すると共に本事業での確実な実施を検討する。

また、実施中及び実施済の無償資金協力事業においてジンバブエの免税措置における問題を確認し、必要に応じて本事業での対応策を政府関係者と協議する。

(20) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）（以下「JICA環境ガイドライン」という）に掲げる道路・橋梁セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性、及び影響を受けやすい地域に該当しないため、環境カテゴリBに分類される。フェーズ1事業においても同様の分類としているが、改めて現場の状況を確認し、環境社会配慮上懸案となるような事項の有無について確認する。また、本事業がサファリエリア及びKey Biodiversity Area (KBA) 内を通過するため、JICA環境ガイドラインの重要な自然生息地に該当するかの確認を行う。重要な自然生息地と判明した場合は、環境社会配慮ガイドラインに関する良くある問答集（FAQ）に記載の重要な自然生息地で事業を実施するための3条件を確認し、必要な対応を行う。加えて、サファリエリアについてJICA環境ガイドラインの「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」にあたるか該非を確認し、該当する場合にはこれを回避する検討を行う。検討により当該地域内での実施が避けられない場合にはFAQ記載

の例外的実施の5条件を確認し、必要な対応を行う。

また道路改修に際し必要になる土地とその土地所有を確認し、用地取得が必要になる場合、実施機関の協力を得て、用地取得に関する現地の慣習、手続きを把握し、JICA環境ガイドラインに則って対応する。

なお、EIAについてはフェーズ1および本事業区間で合わせて取得しているとの見解を実施機関は有しているが、EIAの見直し及び環境許認可取得の要否並びに本事業における手続きを第1回現地調査にて確認する。

(21) ジェンダー主流化

非熟練労働者雇用に一定の女性割合を設ける事や同一労働同一賃金を徹底する（男女間に根拠のない賃金差を設けない）、女性労働者用ファシリティ（トイレ等）を設置する等の取り組みがないか確認する。

(22) 気候変動対策の検討

1) JICA Climate-FIT（緩和策版）を使用し、本事業を通じたGHG排出削減効果を推計する。

2) JICA Climate-FIT（適応策版）を使用し、プロジェクト対象地における気候リスクを評価し、必要に応じて適応オプションを検討すること。

なお上記1)、2)とも結果を準備実施計画書に記載し、バックデータについても発注者に提出する。

6. 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成

関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、先方政府への質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

第1回現地調査において、当機構の調査団員と本業務従事者とで協力して、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) フェーズ1事業のレビュー

本事業はフェーズ1事業に連続した区間における道路改修事業であり、フェーズ1事業で実施された地形測量、地質調査、気象調査及び水理・水文調査、埋設物調査、交通量・交通状況調査、環境社会配慮関連調査については本事業の参考とされるため、第1回調査の前に内容確認を行い、本事業での必要な調査内容について確認を行う。

また土工、舗装、交通安全対策の設計内容についても同様に確認を行い、フェーズ1事業と本事業の整合を検討すると共に、先方の意向についても確認を行う。

(4) 本事業の背景・経緯の確認

1) ジンバブエにおける上位計画（国家開発計画及びセクター開発計画）の最新情報を収集し本事業の整合性を確認する。

2) 南北回廊における交通、物流、産業の状況、事故発生状況の現状と課題を確認

し、本事業の重要性、必要性を確認する。この際、南北回廊北部区間全体への波及効果等の確認を行う。

- 3) 本事業実施に係り、フェーズ1事業時に調査した内容の見直しや対象区間の設定について、先方の意向を確認する。
- 4) 本事業に関連する我が国、他ドナー、及び国際機関の援助動向、事業内容および教訓等を確認する。

(5) 本事業の実施・維持管理体制の確認

事業実施機関である運輸・インフラ開発省道路局の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本事業の実施機関として、その体制に問題がないか確認する。なお予算状況については、ジンバブエ道路公社（ZINARA）が通行料金やガソリン税・自動車税等を徴収していることから、併せて確認すること。

また、本事業にて構造物の設置を計画する場合は、事業完了後に維持管理を行うにあたり必要な人的体制、技術力、財務力を有しているかについても確認する。

(6) 交通安全上の課題確認

北部山間部における交通安全上の課題について以下の観点で確認、検討する。

- 1) 交通事故の実態。発生地点と発生状況の把握
- 2) 道路線形（平面、縦断、横断勾配等）から見た現状評価
- 3) 危険地点における交通安全対策の検討（路肩拡幅、防護柵、視線誘導、ランブルストリップ）、速度抑制標識、下り勾配の延長、勾配等の標識その他、下り車線における逸脱車両の停止用の施設等）

(7) 道路セクターに係る法令、基準、設計・施工条件の確認

道路インフラに関する法令・基準・設計条件を確認する。施工計画・積算の必要精度を確保するため、ジンバブエ側関係機関と十分な協議・調整を行い、施工計画の条件（作業可能時間、通行止め及び交通規制計画、埋設物等の移設の可否等）を確認・整理する。

(8) 先方政府、他ドナー及び民間事業者等による関連事業の動向、道路整備実績、道路設計と施工、現況確認、各種教訓の確認

本事業に関連する我が国、他ドナー及びジンバブエ政府資金によるプロジェクト等の最新状況を確認するとともに、本事業との関連性や重複の有無を確認する。

併せて、交通条件、自然条件、土地利用条件等の類似した事業に関する設計資料があれば入手するとともに、実施機関での類似事業担当や同事業の受注企業等に対し、設計時、施工時、維持管理それぞれの時期での課題、問題点、及び解決方法等についてヒアリング等の情報収集を実施し、これら事業の設計及び施工時の課題、問題点及び解決方法について確認し、これらの情報を計画に反映させる。

(9) サイト状況（自然条件等）調査

本調査にて行う、設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、下記項目並びに別紙1に示すサイト状況（自然条件等）調査を行う。本件については、現地再委託にて実施することを認めることとし、具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要なだと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案する。

1) 現地踏査・地形測量

対象区間において、現地踏査を行い本事業における改修箇所の確認を行う。当初対象箇所以外においても視距等の確認を行い、改修対象箇所として検討する。また既存舗装の損傷・劣化状況についても近接目視にて確認し、その原因について検討する。

地形測量については、概略設計に必要な基準点測量、水準測量、中心線測量、縦断・横断測量、地形測量等を適宜実施し、結果を地形図等に取りまとめる。また、必要精度が確保できることを前提にドローン測量も可とする。

なお上記測量の成果品については、準備調査報告書に添付すること。

2) 地質調査

ア) 地質調査（路床土）

日本における調査実績等を参考に適切なピッチで土質／路床支持力調査を行い、土質性状／路床強度を把握する。また、必要に応じ、横断方向の調査についても計画する。ただし、既往データ等から明らかに土質の変化が少ない区間は調査個数を少なくし、変化が多いと思われる区間は調査個数を多くすることで効率的な調査を行うこと。

また土質／支持力に影響を与える地下水についても確認を行い、必要に応じてボーリング調査を行う。ただし、地下水の挙動を完全に把握することは難しい場合は、工事中のモニタリングの必要性とその費用についても検討を行う。また、雨季／乾季により自然状況（地下水位、路床強度等）や排水状況が著しく異なることが想定される場合には、原則として雨季に調査を実施する。事業の実施スケジュール上、雨季の調査が困難な場合は、雨季の補完調査の提案を行い、必要に応じて、計画に反映する方法を検討する。

イ) 地質調査（掘削土）

調査対象区間における切土掘削が発生する箇所における地質調査に際し、弾性波試験等を行い、掘削能力の算定に必要な土質性状を確認し施工計画に反映する。また必要に応じてボーリング調査等を実施し、掘削箇所の地層についても把握する。

ウ) 地質調査（問題土）

道路工事を行う上で問題となる土（軟弱地盤、分散粘土、膨張性粘土等）の存在が懸念される場合には必要に応じてボーリング調査等の現地調査を行い、採取した試料の各種試験などで性状を把握し、適切な対策工を提案すること。また、問題土の基本的性状（膨張率、水浸性等を含む）を土質試験により把握した上で更に必要な場合は追加調査を認める。

3) 水理・水文調査

対象区間における降雨量及び降雨強度の確認を行い、排水設計に係る計画年確率の検討を行う。また沢地形等の集水地形についても確認を行い、必要に応じて対策工の検討を行う。なお、道路排水施設については完工後に通水容量が確保されることが重要であるため、維持管理方法についても十分実施機関と協議する。設計においては、流末処理についても十分に検討する。

4) 埋設物調査

対象区間において、設計・施工上の支障となる地下埋設物の有無を確認するため、関連する各インフラ管理者に敷設状況を確認するとともに、試掘調査を行い、埋設管路等の種別、位置、深さと管理図を照合し、本事業による影響の有無を把握する。

また、各埋設物の管理者を特定し、埋設物への影響回避及び必要に応じて防護工や移設工等の対応を検討する。

(10) 環境社会配慮

本事業は、JICA環境ガイドラインに掲げる道路・橋梁セクターのうち、大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、環境カテゴリBに分類される。

についてはジンバブエにおける環境社会配慮に係る制度、組織等、調査に必要な事項の確認を行い、環境アセスメント報告書案、用地取得・非自発的住民移転の発生が想定される場合には住民移転計画案の作成などを行う。また、社会状況の把握として、当該道路周辺の貧困データ、ジェンダー関連データ等の既存資料を収集・整理する。

社会影響の検討にあたっては、道路拡幅の内容・範囲によりその影響範囲が変わるため、先方政府及び道路設計との連携が必要と想定される。また、ジンバブエ側による現在の道路用地の取得経緯や時期が不明である場合、これらを確認し、JICA環境ガイドラインとの一貫性を整理し、整理結果に基づく補償方法を検討する必要がある。

一方、環境影響に関しては、工事中の周辺環境への影響（建設工事に伴う汚濁水の流出防止、大気汚染対策、重機騒音振動防止等）、及び供用時（大気質汚染、騒音振動）が想定される。

JICA環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、先述のカテゴリ分類の確認の後、「環境社会配慮カテゴリB報告書執筆要領（2019年11月）」に基づくこととする。

また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA環境ガイドラインの〈参考資料〉環境チェックリスト案を作成する。

なお、本事業はフェーズ1事業と連続的な事業となり、フェーズ1事業時に本事業範囲を含む形でEIAを提出していることから、ジンバブエにおける環境社会配慮に関する諸手続きの方法並びに本事業における報告書等の新規作成の要否についても確認を行い、その結果に応じて本調査内容を変更する。

また本事業は周辺のサファリエリアを通過することを踏まえ、本事業の影響範囲が重要な自然生息地か否かの確認を文献、聞き取り調査にて行い、環境カテゴリ分類の確認を行う。

1) 環境社会配慮調査

ア) ベースとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）

イ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

- ・ 環境社会配慮(環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等)に関連する法令や基準等
- ・ JICA環境ガイドラインとの乖離及びその解消方法
- ・ 関係機関の役割

ウ) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範

困並びに調査方法について決定すること)の実施

エ) 影響の予測

オ) 影響の評価および代替案(「プロジェクトを実施しない」案を含む)の比較検討

カ) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討

キ) 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)案の作成

ク) 予算、財源、実施体制の明確化

ケ) ステークホルダー分析の実施と、ステークホルダー会議の開催支援(実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討)

2) 簡易住民移転計画案の作成支援

JICA環境ガイドライン及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下①~⑫のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projectsも参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領(2019年11月)」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も当機構へ提出する。

本事業のために既に用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA環境ガイドラインと乖離がある場合、その解消策を提案する。

- ① 用地取得・住民移転(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)・樹木や作物の伐採等の必要性
- ② 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- ③ 事業対象地の占有者の最低20%を対象とした家計・生活調査結果
- ④ 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- ⑤ 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- ⑥ 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- ⑦ 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- ⑧ 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等)の特定及びその責務
- ⑨ 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- ⑩ 費用と財源
- ⑪ 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- ⑫ 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・

協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見は住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

3) 交通弱者、ジェンダー等への配慮に係る調査

女性、子ども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループ（若しくは交通弱者）に配慮した事業計画及び実施計画を調査・検討する。

①本事業の効果発現における、交通弱者若しくは上述のジェンダー等の視点を考慮した、歩道、道路横断施設、街路灯等の施設整備について、ジンバブエの社会環境・文化も踏まえつつ検討・計画する。

②他ドナーの関連事業における労働者男女比率及び女性労働者の雇用促進政策の有無について確認する。

本事業の実施段階において、プロジェクト関係者（コンサルタント、施工業者、先方政府、当機構等）における、上述のジェンダー等への配慮を検討する。例として、施工段階での非熟練労働者雇用に一定の女性割合を設ける事や同一労働同一賃金を徹底する（男女間に根拠のない賃金差を設けない）、女性労働者用ファシリティ（トイレ、更衣室、シャワー等）を設置する等が挙げられるとともに、プロジェクト関係者におけるプロジェクトへの参画者のジェンダー・バランス確保等が想定され、積極的にジンバブエ側及び日本側の関係者と議論し、導入・配慮（入札図書への反映）を検討する。

(1 1) 交通量・交通状況調査

要請対象となった南北回廊北部区間約141km及び本事業対象の8.8kmにおける、交通量、将来交通量、現在の渋滞状況及び道路整備の状況、過積載車両の通行状況、交通事故の状況及び交通安全上の課題を確認する。また、当該渋滞及び交通事故が及ぼす社会経済的な影響（裨益人口、主な産業、物流状況等）につき確認し、本事業の実施による南北回廊全体の裨益効果について整理を行う。本調査は現地再委託での実施を認める。

(1 2) 道路・舗装・構造物設計

1) 道路設計

道路設計については、設計速度、幅員、縦横断勾配、曲線半径等幾何構造の基準値並びに本事業対象箇所における採用値を確認し、根拠となる基準類について取りまとめを行う。なお特例値を採用する場合は検討内容について整理する。また調査にて判明した周囲の土質条件について考慮し、改修工事によって実施される切土/盛土については、既存道路との一体を図る設計を行う。

2) 舗装設計

舗装設計は、調査によって確認された交通量（大型車混入率含む）、将来交通量、既存舗装構成並びにフェーズ1事業で実施された舗装種別の確認を行い、維持管理状況も踏まえ最適な舗装設計を行う。また調達可能な材料等についても確認する。

3) 構造物設計

改修工事に伴い、延伸もしくは再設置が必要な埋設排水施設等については設計を行う。原則的には既設構造物に準拠した設計とするが、維持管理を想定し、既製品等での対応が可能な場合は関係機関と協議の上、変更するものとする。

(13) 事業内容の計画策定

上記調査及び発注者との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めること。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）（以下「設計・積算マニュアル」）を参照した設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認をとることとする。

1) 計画・設計の基本方針

フェーズ1事業の内容を確認の上、自然条件や現地建設事情、完工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本計画（対象道路における改修内容の基本的仕様）

上記を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

なお施工計画については以下のとおりとする。

○施工計画

- ・ 施工方針
 - ・ 施工上の留意事項
 - ・ 資機材調達計画
 - ・ 施工区分（先方負担工事との区分）
 - ・ 施工管理計画
 - ・ 品質管理計画
 - ・ 実施工程
 - ・ 施工期間中の一般車両・歩行者の通行を確保した施工計画
- なお、施工計画の検討にあたっては、既存交通への影響評価、交通規制計画、影響軽減対策についても検討する。

3) 概略設計図

4) 施工監理計画

- ・ 施工監理方針・体制
- ・ 安全・品質・工程管理
- ・ 施工監理上の留意事項

施工監理計画（交通安全対策を含む）では、概略設計に基づく施工監理方針、施工監理体制、施工監理方法（安全、品質、工程管理）等を記載する。

5) ソフトコンポーネント計画

ジンバブエ側と協議の上、本事業における実施にかかる運営面での支援（ソフトコンポーネント）の必要性の有無を検討し、必要性が認められた場合は、ソフトコンポーネント計画を作成する。ソフトコンポーネントだけでなく、技術協力などの手法によるさらなる支援の必要性がある場合は、ソフトコンポーネント計画に加え、別途提言する。

(14) 相手国負担事項の確認

相手国側負担事項（各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

(15) 免税情報の収集・整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、実施機関負担または事後還付等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。なお、ジンバブエの免税情報については、当機構が過去に取りまとめた免税情報シートがあるため、同シートをもとに調査の上、更新する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。

更に、本事業については無償資金協力を初めて実施する地方自治体が実施機関となる予定であり、地方自治体が実施機関となる場合の免税方法や税金負担主体等について、調査において詳細を確認すること。

免税情報は当機構現地事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で現地事務所と協議し、現地事務所が有する情報の確認と情報アップデートについて現地事務所と合意する。毎現地調査終了時には必ず現地事務所へ報告する。

なお調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、提出すること。

(16) 概略事業費の積算

事業及びその中でわが国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性を良く検討し、資料の欠落や誤植・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意すること。積算にあたっては、設計・積算マニュアルを参照し、積算総括表を作成の上で機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 準拠ガイドライン

積算にあたっては、設計・積算マニュアルの補完編（土木分野、2019年10月）を参照すること。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討すること。

3) 事業規模のすり合わせ

第1回現地調査後、2週間を目安にその事業規模を算定し発注者とのすり合わせを行う。

(17) 事業実施にあたっての留意事項の整理

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(18) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するにあたり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、施工数量の増減の可能性や自然条件の懸念材料等を明らかにし、事業金額や事業工程に影響を与えるリスクの軽減策を検討する。

(19) 事業の評価

事業の評価をDAC評価5項目に配慮しつつ、特に妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめぐとした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業の定量的指標³としては、i) 交通量混雑時間帯の平均旅行時間、ii) 交通量混雑時間帯の平均旅行速度、iii) 交通量混雑時間帯の渋滞長を現時点で想定しているが、交通安全に係る定量的指標や本事業完工後の北部回廊全体へ及ぼす効果に係る定量的指標の設定可否も含め、検討・分析する。⁴

これら指標の計測方法は詳細に準備調査報告書に記載すること。

標準指標例については「資金協力事業 開発課題別の指標例」を参照。

<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/index.html>

(20) 事業概要の本邦企業への説明

発注者は、第2回現地調査（概要説明）前に本調査の対象事業への応札に関心がある本邦企業（海外建設業協会（OCAJI）等の関連業界団体を含む）に対し事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業といった、事業実施に重要なポイントを説明する企業説明会を開催する。コンサルタントは、同説明会において調査結果の説明を行う等、同説明会の実施を支援する。また、同説明会において企業から出た質問やコメントに対する対応を発注者と協議し、調査結果に反映させる。

(21) 準備調査報告書（案）の作成

調査全体を通じ、その結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、内容について発注者と協議する。

(22) 内部照査の実施

設計内容の正確性と成果品の品質を確保するために、概略設計にかかる内部照査を行う。コンサルタントは配布資料（「内部照査について」）に沿って、チェックリスト（サンプル）も参照しつつ、照査項目を検討し、チェックリスト方式で作成する。プロポーザルでは照査計画の考え方及び照査項目の詳細（項目のみでよい）を提案する。照査計画及び照査項目の詳細（主な内容）については、業務計画書に記載の上、発注者に提示する。なお、プロポーザルでは、概略設計と詳細設計における照査の関連性を念頭に置き、詳細設計段階で想定される照査項目についても併せて作成、提案する。

(23) 準備調査報告書（案）の説明・協議

概略事業費を含む準備調査報告書（案）をジンバブエ政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

³ 他に適切と考える定量的効果指標があれば、プロポーザルにて提案ください。

⁴ 北部回廊への効果に係る分析方法については、プロポーザルにて提案ください。

(24) 準備調査報告書等の作成

ジンバブエ政府関係者等への準備調査報告書(案)の説明・協議を踏まえ、成果品を作成する。

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(4)を部分払の中間成果品、(7)から(10)を最終成果品とし、最終成果品の提出期限を2022年7月15日とする。

なお、以下に示す部数は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意する。

- (1) 業務計画書 : 和文2部(契約締結から2週間以内)
- (2) インセプション・レポート : 和文2部・英文2部(契約締結から1.5カ月以内)
- (3) 第1回現地調査結果概要 : 和文2部(第1回現地調査後3週間以内)
- (4) 準備調査報告書(案)のドラフト : 和文1部(2022年1月31日)
- (5) 準備調査報告書(案) : 和文2部・英文2部(2022年3月中旬)
- (6) 概要資料(案) : 和文1部及びデータ(2022年3月下旬)
(※完成予想図を含む。)
- (7) 概略事業費(無償)積算内訳書 : 和文2部(2022年7月15日)
- (8) 準備調査報告書 : 和文(製本版)8部及びCD-R 2枚
(※完成予想図を含む。) : 英文(製本版)16部及びCD-R 2枚
: 和文(先行公開版)2部及びCD-R 1枚
(2022年7月15日)
- (9) デジタル画像集 : CD-R 1枚(デジタル画像40枚程度)
(2022年5月15日)
- (10) 進捗報告書(Project Monitoring Report)(初版)(2022年7月15日)
- (11) 免税情報シート : データ(2022年7月15日)

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (7) については設計・積算マニュアル補完編を、その他については無償資金協力を係る報告書等作成のためのガイドラインを参照することとする。

注3) 準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文:先行公開版)を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」(2020年1月)を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2021年9月下旬/10月上旬～10月下旬に、概略設計調査（OD）を実施する想定。その後国内解析（積算審査に要する期間を含む）の上、概略設計説明（DOD）を行う。積算審査はDOD前までに了することを基本とするものの、積算審査未了の状況でDODを行うことも可とします。ただし、この場合は概要資料提出前までには積算審査を了するとともに、DOD後に積算審査結果に基づく協力内容見直し等に対応できるようにしてください。概略設計説明後、2022年7月中旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出してください。

項目	時期	2021 9月	10月	11月	12月	2022 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
(概略設計調査)												
事前準備		□										
現地調査(OD)			■									
国内解析			□									
概略設計ドラフト説明(DOD)									■			
国内整理										□		
概略設計概要資料提出										△		
報告書提出		▲ IC/R							▲ DF/R			▲ F/R

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約15M/M

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

なお下記の格付は目安であり、これを超える格付を提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記してください。

- ① 業務主任者／道路計画（2号）
- ② 道路・舗装設計（3号）

- ③ 構造物・排水設計
- ④ 調達・施工計画／積算（3号）
- ⑤ 環境社会配慮
- ⑥ 測量・土質調査
- ⑦ 設計照査

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 交通量・交通状況調査
- 地形測量
- 地質調査
- 水理・水文調査
- 埋設物調査
- 環境社会配慮関連調査

なお、これら調査については別見積とし、現地再委託先にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」（2017年4月）に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して適切な監督、指示をしてください。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行ってください。

（4）配布資料／閲覧資料等

1）配布資料

- 「南北回廊低部区間道路改修計画」要請書
- 内部照査について
- 照査チェックリストサンプル（道路）
- 環境社会配慮カテゴリ B 報告書執務要領（2019年11月）

2）公開資料

- ジンバブエ国「南北回廊北部区間道路改修計画準備調査」報告書（2018年）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000035894.html>
- アフリカ（エチオピア、ガーナ、タンザニア）資金協力事業による道路整備計画のあり方(基礎研究) 報告書（2013年）
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12129334.pdf>
- 開発途上国における舗装設計基準適用のあり方に関する調査（プロジェクト研究）報告書（2015年）
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000020507.html>
- エチオピア「第四次感染道路改修計画」事後評価（2018年）
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php?ankenNo=1360020&schemes=&evalType=&start_from=&start_to=&list=search
- JICA 無償資金協力事業道路舗装ハンドブック（2020年）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000043264.html>
- 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年）
<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/pdf/guideline01.pdf>

- ODA 建設工事安全管理ガイダンス（2014 年）
http://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda_safety/ku57pq00001nz4eu-att/guidance_ja.pdf
- JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年）
<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>
- 協力準備調査 設計・積算マニュアル（試行版）（2009 年）
http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/pdf/plan_man_01.pdf
- 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）
https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html

（5）業務従事者の条件

1）自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1）共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2）複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3）評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4）補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

2）外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

（6）その他留意事項

1）安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録してください。現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、当機構ジンバブエ事務所、在ジンバブエ日本大使館等において十分

な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分にしてください。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、（特に地方にて活動を行う場合は、複数の連絡手段の確保に留意し）現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るように留意してください。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

2) 調査補助員

下記調査は、現地再委託に限らず、調査補助員を活用した直営による実施も選択肢として検討し、最適な方法をプロポーザルにて提案してください。なお、これら調査については別見積とします。

- 交通量・交通状況調査の実施または補助、データ整理、分析等
- 埋設物調査の補助、データ収集・整理等
- 環境社会配慮関連調査／社会状況調査にかかる現地調査、ステークホルダー協議の開催支援、資料収集等

3) 無償資金協力事業の実施体制

本事業が、我が国の施設・機材等調達方式の無償資金協力として実施される場合、当機構は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定しています。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載してください。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」（2019年4月）の様式4-2および様式4-3を準用した表を添付してください。

4) 発注者からの調査団員への同行

現地調査に関し、業務主任者は発注者からの調査団員滞在期間中、原則として同団員の調査に同行することとしますが、その他の業務従事者は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げません。なお発注者の現地調査参加団員については下記を想定しています。

- 第1回現地調査
 - ・ 団員構成：総括、計画管理
 - ・ 調査行程：約10日間
- 第2回現地調査
 - ・ 団員構成：総括、計画管理
 - ・ 調査行程：約10日間

5) 調査用機材の調達

コンサルタントは、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、見積（本見積）に含めてください。本邦から携行するコンサルタント所有機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行ってください。

ジンバブエ国南北回廊北部区間道路改修計画準備調査（フェーズ2）にかかる 自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、事業サイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、据付計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案すること。

なお、必要な自然条件調査は本業務の中で行うことを原則とする。ただし、本業務の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本業務で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述すること。

2. 調査項目

(1) 地形測量

- 調査目的： 道路改修の設計に必要な、既設道路の縦横断等の線形並びに周辺地形を把握するもの
- 調査位置： 施工予定区間とその周辺
- 調査内容： 基準点、水準、中心線、縦断/横断、地形測量等の各種測量
- 実施方法： 直営又は現地再委託
- 成果品： 地形図、縦横断図等（明瞭な図を準備調査報告書に掲載する）

(2) 地質調査

- 調査目的： 道路改修の設計に必要な①道路の支持力となる路床耐力、②切土掘削箇所等の土質性状、③工事を行う上で支障となる土質調査を把握するもの
- 調査位置： ①・③施工予定区間とその周辺、②切土掘削予定箇所
- 調査内容： ボーリング調査、標準貫入試験、土質試験、CBR試験、弾性波試験
- 実施方法： 直営又は現地再委託
- 成果品： 地質調査報告書等（明瞭な図を準備調査報告書に掲載する）

(3) 水理・水文調査

- 調査目的： 道路改修における排水設計に必要な降雨量、降雨強度を把握するもの。
- 調査位置： 施工予定区間とその周辺
- 調査内容： ヒアリング・現地踏査等による既存データ・資料の収集、計画年

降水確率の設定、集水地形の確認

実施方法： 直営又は現地再委託

成果品： 既存資料のとりまとめ、観測記録、分析結果等

(4) 埋設物調査

調査目的： 道路改修の施工に支障となる埋設物の位置、深さ、種類等の把握
をするもの

調査位置： 施工予定区間とその周辺

調査内容： 管理者等へのヒアリング、現地踏査、探査、試掘

実施方法： 直営又は現地委託

成果品： 現地状況写真、管理図面等（明瞭な図を準備調査報告書に掲載する）